

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額（単位：円）	
階層区分	定 義		3 歳未満児	
			標準時間認定 (短時間認定)	
			第 1 子	第 2 子以降
第 1	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯等（単給世帯を含む。）		0 (0)	0 (0)
第 2	第 1 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税非課税世帯		0 (0)	0 (0)
第 3		48,600 円未満	15,000 (14,700)	0 (0)
		ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
第 4		48,600 円以上 77,101 円未満	23,000 (22,600)	0 (0)
		ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
		77,101 円以上 97,000 円未満	23,000 (22,600)	0 (0)
第 5	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度（4 月から 8 月までの間にあっては、前年度）の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	97,000 円以上 120,000 円未満	30,000 (29,400)	0 (0)
第 6		120,000 円以上 169,000 円未満	36,000 (35,300)	0 (0)
第 7		169,000 円以上 190,000 円未満	44,000 (43,200)	0 (0)
第 8		190,000 円以上 301,000 円未満	50,000 (49,100)	0 (0)
第 9		301,000 円以上 320,000 円未満	55,000 (54,000)	0 (0)
第 10		320,000 円以上 397,000 円未満	63,000 (61,900)	0 (0)
第 11		397,000 円以上	65,000 (63,800)	0 (0)

1 第 2 子以降の保育料無償化（令和 5 年 4 月から適用）

支給認定保護者と生計を一とする兄又は姉がいる場合は、第 2 子以降の保育料を無償とします（仕送り等を受けて別居している児童の兄又は姉（例：大学生、専門学校生等）を含みます。）。

※ 別居している児童の兄又は姉を多子軽減対象とする場合、申立書等の提出が必要です。

2 ひとり親家庭等の保育料（令和 3 年 4 月から適用）

児童の属する世帯が第 3 階層又は第 4 階層のうち、市町村民税所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満であって、ひとり親世帯、在宅障害児（者）世帯等である場合、第 1 子の保育料を無償とします。

3 幼児教育・保育の無償化（令和元年 1 0 月から適用）

3 歳以上児の保育料を無償とします。

※ 「1 号認定子ども」及び「2 号認定子ども（3 歳児以上のクラスに限る。）」

4 その他留意事項

支給認定児童又は支給認定保護者が親族等に扶養されている場合は、同居者及び支給認定保護者の収入に関係なく、扶養者も含めて算定の対象とします。

同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等を家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は、祖父母等の収入を含めて保育料を算定します。

保育料の算定には、住宅借入金（取得）等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除等、適用されない控除がありますので、御留意願います。

5 保育料の決定について（毎年 9 月が保育料の切替時期です。）

4 月分から 8 月分までは令和 7 年度の市町村民税の所得割額により決定し、9 月分から翌年 3 月分までは令和 8 年度の市町村民税の所得割額により決定します。

保護者 各位

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

保育料の無償及び副食費の徴収免除について

1 保育料

3歳児から5歳児までの児童（1号認定の児童のみ満3歳を含む。）における保育料は無償となります。

2 主食費及び副食費

- (1) 保育所、認定こども園及び幼稚園の給食費のうち、お米、パン等の費用を「主食費」と、おかず、おやつ等の費用を「副食費」といいます。
- (2) 主食費及び副食費の金額は、保育所等によって異なります。
- (3) 副食費については、世帯の市町村民税の所得割合算額※¹又は兄及び姉の人数（以下「所得等」という。）によって徴収を免除する場合があります。詳しくは、下表を御覧ください。

給食費	徴収免除の有無
主食費 (お米、パン等)	所得等による徴収免除はありません（保護者全員にお支払いいただきます。）。
副食費 (おかず、おやつ等)	所得等によって徴収を免除する場合があります。

3 副食費の徴収を免除する対象となる児童※²

「年収360万円未満相当の世帯の児童」及び「保育所等に在籍している第3子以降の児童」は、副食費の徴収を免除する対象となります。詳しくは、裏面の※2の表を御覧ください。

副食費の徴収を免除する対象となる方に限り、「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。副食費の徴収の免除については、※1(1)のとおりに判定するため、年間を通じて必ずしも免除となるものではありません。なお、副食費の徴収の対象となる場合は、当該お知らせは送付しませんので御留意ください。

※1 市町村民税の所得割合算額について

- (1) 4月から8月までの副食費の徴収の免除については、前年度分の市町村民税の所得割合算額で判定し、9月から3月までの副食費の免除については、当該年度分の市町村民税の所得割合算額で判定します。

（裏面に続く。）

- (2) 同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、同居の祖父母等を家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は、祖父母等の収入を含めて市町村民税所得割合算額を算出します。
- (3) 児童が保護者以外の被扶養者である場合又は保護者が被扶養者である場合は、同居者及び保護者の収入にかかわらず、扶養者も含めて算定の対象とします。
- (4) 副食費の徴収免除の際の市町村民税の算定には、住宅借入金（取得）等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除等の適用されない控除がありますので、御留意ください。

※2 副食費の徴収免除の対象となる児童について

	年収 3 6 0 万円未満相当の世帯の児童 (市町村民税の所得割合算額が 次の区分に該当する世帯の児童)	第 3 子以降の児童
1 号認定	7 7, 1 0 1 円未満	小学校 3 年生までの 保育所等 ^{※3} に在籍し ている兄及び姉から 数えた第 3 子以降の 児童
2 号認定	5 7, 7 0 0 円未満	保育所等に通ってい る兄及び姉から数え た第 3 子以降の児童
うち要保護世帯 (ひとり親世帯及 び在宅障害者 (児)世帯等)	7 7, 1 0 1 円未満	

※3 保育所等について

ここでいう保育所等とは、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、地域型保育、特例保育、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び児童心理治療施設のことをいいます。

なお、認可外保育施設、インターナショナルスクール等は含まないため、これらの施設に通う児童における所得等による徴収免除はいたしません。

【問合せ先】

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251

奈良県香芝市逢坂一丁目 3 7 4 番地 1

電 話：0 7 4 5 - 4 4 - 3 3 3 6